

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円	
収 入 総 額					〇 ①+②
(前年からの繰越額)					〇 ①
(本年の収入額)					〇 ②
支 出 総 額					〇 ③
翌年への繰越額					〇 ①+②-③

(注)「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
	十億	百万	千	円
金 額				〇
員 数				〇

(注)「員数」は党費又は会費を納入した実人員を記載してください。

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附		〇 *
(うち特定寄附)		〇
(イ) 法人その他の団体からの寄附		〇 *
(ウ) 政治団体からの寄附		〇 *
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		〇
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]		〇
イ 政 党 匿 名 寄 附		〇
合 計 (ア + イ)		〇

(注)・「(うち特定寄附)」は「個人からの寄附」の内書を記載してください。

・「[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]」は「小計」の内書を記載してください。

*同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについて、

個人、法人・その他の団体、政治団体の区分ごとに寄附の内訳を(その7)に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注)政治団体としての資産等を保有している場合は、その内訳をその18に記入してください。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 2 年 3 月 19 日

政治団体の名称 若杉 せいじ 後援会

会計責任者の氏名 若杉 真由美



(代表者は解散した年の収支報告書のみ記載)
代表者の氏名

_____ 印

(備考)「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
解散に伴う収支報告書の提出の際は、「代表者の氏名」欄に代表者の記名押印又は署名をし、署名は必ず代表者本人が自署してください。